

令和5年度 足場の組立て等作業主任者能力向上教育の開催ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

足場等からの墜落防止対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業講台からの墜落及び落下防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されました。

特に悪天候等の後に行う「足場の点検」については、点検結果を記録し保存すること、また、作業開始前の足場の点検についても義務付けられました。点検者については、厚生労働省安全衛生部長通達の中で労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場作業主任者能力向上教育」を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとされました。

通達の主旨を踏まえ、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を下記のとおり開催することといたしましたので、安全教育の一貫としても計画的に受講させるようお取り計らい下さい。

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
令和5年 7月 24日 (月) 9:00~17:15	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

2 教育の対象者

足場の組立て作業主任者技能講習修了者

3 教育科目

- ① 最近の足場、部材等及びそれらの管理
手すり先行工法ガイドライン 1時間
- ② 場の組立て等の安全施工と保守管理 4時間
- ③ 災害事例及び関係法令 2時間

4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建 災 防 会 員 (会員には受講料2,500円補助)
受講料・教材費	受講料 11,230円 教材費 1,606円	受講料 8,730円 教材費 1,606円
	合 計 12,836円	合 計 10,336円

5 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 現在所持している**足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写**を裏面に貼付すること。
- ③ **修了証の原本確認**
 - ◎ 受講申込書の「技能講習修了証の原本確認」の欄では、**事業者等(担当者含む)が技能講習修了証の原本と確認する必要があります。**(ただし、**建災防山形県支部が発行した技能講習修了証は、原本確認は不要です。**)
 - ◎ 受講に際しては、**技能講習修了証の写が必要**ですので、修了証の紛失や氏名の変更がある場合は、あらかじめ発行機関で再交付や書替を受けたうえで写を添付して下さい。
 - ◎ **「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証」は技能講習修了証とは違います**ので、写しとして添付しないようご注意ください。

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送(提出)して下さい。

(注2) 申込みにおいて虚偽の証明をしたことが後日判明したときは発行済の修了証は無効となります。

(注3) 定員(50名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。(講習5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
 - ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。

○**建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

7 その他注意事項

- ① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。**
身分証を忘れると、受講できません。
- ② **遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。**
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 